

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

(1) 現状及び事業実施の必要性

中心市街地では人口の減少と高齢化が一層に進んでいる。平成26年の中心市街地の人口は平成19年に比べて約1割が減少し、世帯分離などの傾向を受けて市全体ではまだ微増している世帯数も、中心市街地においては既に減少がはじまるなど、居住の空洞化が進みつつある。また高齢化により生産年齢人口の減少が急速に進んでいる。

居住人口は全ての社会経済活動の基本をなすものであり、人口規模が小さな倉吉市にとって居住の維持・回復は重要かつ喫緊の課題である。特に、生産年齢人口、とりわけ20歳～40歳代の人口・世帯が増加すれば、経済・消費活動への影響や人口の自然増加、中心市街地の老朽化した建造物の健全な活用等、様々な面で高い効果が期待できる。このため、今後、現在の倉吉の資源や資産を有効に活用した街なか居住の推進が必要とされる。

(2) 取り組みの内容

本計画が目標として掲げる「誰もが持続的に住みたく暮らしやすい生活環境を備えたまち」を実現するため、多様な世代に対応した住宅の供給を行う。空き家・空き店舗等の建築物を有効に活用し、リノベーションによって若年層をはじめ多様な居住ニーズにも対応できる住宅を供給する事業を実施する。

また、住民が運営するサロン事業や介護予防教室事業など居住環境の向上を図るサービスや、バリアフリー・ユニバーサルデザインなどの環境整備を行う事業をあわせて実施していく。

(3) フォローアップ

毎年度末に基本計画に位置づけた取り組みの進捗状況の調査を行い、状況に応じて事業の促進や変更、追加等、改善のための措置を行う。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 住民運営のサロン事業</p> <p>内容： 自主交流、介護予防教室、健康教室、認知症検診等を展開する介護予防の拠点として高齢者が集う住民運営のサロンを整備。介護予防ボランティアの養成、立ち上げ支援、運営者育成、運営支援を行う高齢者支援コーディネーターの設置を行う。</p> <p>実施期間 平成 19 年度～</p>	倉吉市	<p>地域にある資源(人と場所)を活用し、元気高齢者が社会活動を行う場づくりを行うことで双方の介護リスクの軽減を図るとともに、高齢者が徒歩で参加出来る範囲に住民運営のサロンを設置し、住みたくなる環境を整備することで、居住人口の増加と高齢者の定住化を促進するため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)</p> <p>実施期間： 平成 19 年度～</p>	
<p>事業名： 介護保険地域支援事業(介護予防教室、認知症予防教室など)</p> <p>内容： 高齢者の認知症予防と改善の教室の開催。知識の普及啓発、地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援等を実施する。</p> <p>実施期間： 平成 18 年度～</p>	倉吉市	<p>高齢者がいきいきと地域で生活していくことをめざす。高齢者の自立と生活の質の確保を図るとともに、高齢者等に対し、普及啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支援等を行なうことにより、健やかで活力ある地域づくりを推進し、高齢者が住みたくなる環境が整備されることにより、居住人口の増加や高齢者の定住化を促進するため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>支援措置： 地域支援事業交付金</p> <p>実施期間： 平成 18 年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： リノベーション居住推進事業</p> <p>内容： 古民家や空き家等をリノベーションによって事務所、店舗、住宅等として再生するため、移住相談窓口の設置、移住初期経費等の一部補助、家賃補助等を行う。</p> <p>実施期間： 平成 26 年度～</p>	倉吉市	<p>歴史的な環境を生かした魅力的な住環境を提供し、Uターン、Iターン等による市外、県外からの若年層を中心とした移住を進め、中心市街地の居住者増を図る。新規居住者による地域での消費増加、地域住民との交流によるコミュニティの再生交流、新規居住者からの情報発信による住みやすいまち倉吉としての広報を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名： 放課後児童クラブ運営</p> <p>内容： 成徳小学校、中央児童館において、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることで子育て家庭を支援する。</p> <p>実施時期： 昭和54年度～</p>	倉吉市	授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることで、児童の健全な育成を図るとともに、子育て親子が住みたくなる環境を形成することにより、居住人口の増加と定住化の促進を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： くらしよし居住環境整備事業</p> <p>内容： 旧工場跡地を活用し、医食住に関わる施設の整備を行い、高齢者をはじめとする地域住民にとって便利な生活環境を提供する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	民間事業者	旧工場跡地を活用し、医食住に関わる施設の整備を行い、高齢者をはじめとする地域住民にとって便利な生活環境を提供することにより、居住人口の増加と定住化の促進を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		
<p>事業名： 既存ストック活用居住推進地域連携事業</p> <p>内容： 関係者の共同により未活用となっている古民家等の空き家を居住スペースとして再整備する。</p> <p>実施期間： 令和2年度～</p>	民間事業者 倉吉市	中心市街地内で事業を展開する民間事業者、まちづくり会社等、関係者の共同により未活用となっている古民家等の空き家を居住スペースとして再整備することにより、居住人口の増加と定住化の促進を図るため中心市街地の活性化に必要な事業である。		